省　令

○法務省令第四十五号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第二項、第四百四十四条第一項及び第六百十七条第二項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十二日

法務大臣　三好　雅子

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（損益計算書等の区分）	（損益計算書等の区分）
第八十八条　損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。	**第八十八条**　損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。
一　売上高（売上高以外の名称を付すことが適当な場合には、当該名称を付した項目。以下同じ。）	一　売上高
［二～七　略］	［二～七　同上］
［2～7　略］	［2～7　同上］
（注記表の区分）	（注記表の区分）
第九十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。	**第九十八条**　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
［一～四　略］	［一～四　同上］
四の二　会計上の見積りに関する注記	［号を加える。］
［五～十九　略］	［五～十九　同上］
2　次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。	2　次の各号に掲げる注記表には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。
一　会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表　前項第一号、第四号の二、第五号、第七号、第八号及び第十号から第十八号までに掲げる項目	一　会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表　前項第一号、第五号、第七号、第八号及び第十号から第十八号までに掲げる項目
二　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　前項第一号、第四号の二、第五号、第十四号及び第十八号に掲げる項目	二　会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表　前項第一号、第五号、第十四号及び第十八号に掲げる項目
［三・四　略］	［三・四　同上］
五　持分会社の個別注記表　前項第一号、第四号の二、第五号及び第七号から第十八号までに掲げる項目	五　持分会社の個別注記表　前項第一号、第五号及び第七号から第十八号までに掲げる項目
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
第百一条　［略］	**第百一条**　［同上］
2　会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。	［項を加える。］
一　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容	
二　前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点	
三　前二号に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの	
（会計上の見積りに関する注記）	
第百二条の三の二　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。	［条を加える。］
一　会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類又は連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	
二　当該事業年度に係る計算書類又は連結計算書類の前号に掲げる項目に計上した額	
三　前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
2　個別注記表に注記すべき事項（前項第三号に掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。	